

言語聴覚士 学校養成所カリキュラム等改善検討会 殿

事務局提案内容に対する意見書

所用により本日の検討会を欠席せざる負えなくなったことから、教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項において意見すべき箇所があるため、質問書として提出させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 「平衡機能検査」が言語聴覚士の業として追加された経緯があることから、「平衡機能検査機器」は教育上整備すべき必須の機器であると思われる。
2. 小児の聴覚障害領域では、聴性誘発反応検査装置や耳音響放射検査装置が重要なものの、整備するとなるとかなり高額となる。
臨床実習施設となる大学病院や総合病院等には必ずある装置のため、国等からの金銭的な補助等が困難であるならば、整備は努力義務とするか、臨床実習施設において学ぶことができる場合は養成所において有することを要しないとすべきではないか。
3. 参考資料5として、全国リハビリテーション学校協会が備品に関する配置状況の調査を行っているが、現在70施設以上ある言語聴覚士の養成施設における配置状況調査結果とするならば、30施設以上の回収数が必要かと思われる。

日本リハビリテーション医学会 副理事長
東京慈恵会医科大学リハビリテーション医学講座 主任教授
安保 雅博